

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

】 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について（通知）

このたび、第 208 回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）」（以下「第 12 次一括法」という。）が成立し、本日公布されました。これは、令和 3 年 12 月 21 日に閣議決定された「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

第 12 次一括法により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正されます。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。

第 12 次一括法の施行に伴う必要な省令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

なお、本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要（第 12 次一括法第 1 条関係）

- 1 認可地縁団体における書面又は電磁的方法による決議の規定の創設（改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第 260 条の 18 及び第 260 条の 19 の 2 関係）

地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議をすべき場合におい

て、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができるものとしたこと。

地方自治法又は規約により認可地縁団体の総会において決議すべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなすものとしたこと。

2 認可地縁団体の解散に伴う清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告の回数の見直し（新法第 260 条の 28 関係）

認可地縁団体が解散したときの清算人による債権者に対する債権の申出の催告に関する公告について、その回数を三回以上から一回としたこと。

3 認可地縁団体同士の合併の規定の創設（新法第 260 条の 20、第 260 条の 24、第 260 条の 31、第 260 条の 38 から第 260 条の 45 まで及び第 260 条の 48 関係）

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるものとしたこと。

第二 施行期日等

1 施行期日（第 12 次一括法附則第 1 条関係）

第 12 次一括法（地方自治法関係）は、次に掲げる日から施行するものとされたこと。

一 上記第一の 1 及び 2 に関する規定 公布の日から起算して三月を経過した日
（令和 4 年 8 月 20 日）

二 上記第一の 3 に関する規定 令和 5 年 4 月 1 日

2 罰則に関する経過措置（第 12 次一括法附則第 5 条関係）

第 12 次一括法の施行前にした行為に対する罰則[※]の適用については、なお従前の例によるものとしたこと。

※地方自治法に関しては、改正前の同法第 260 条の 40 第 2 号が該当。

第三 その他の事項

1 各市町村においては、管内の認可地縁団体への周知等が必要になるものと考えられること。

2 認可地縁団体に関する要綱、手引き等を定めている市町村においては、それらの改定等が必要になるものと考えられること。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）（条文）

別添 2 （抜粋）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）（新旧対照表）